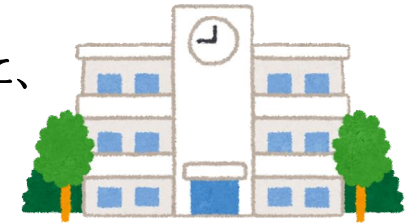


令和8年度 就学援助制度のお知らせ

佐川町教育委員会

佐川町では、佐川町立小・中学校に就学するお子さんが安心して教育を受けられるよう、経済的な理由でお困りの方のために、学校生活を支援する「就学援助」を行っています。



1 援助の対象となる方

- 生活保護を受けている家庭(修学旅行費、医療費[学校病]のみ援助)
- 生活保護を受けているに準ずる程度に、経済的に困窮していると教育委員会が認める家庭
 - 町民税非課税、または減免の扱いを受けた方
 - 児童扶養手当を受けている方
 - 職業が不安定で生活状態が極めて悪いと認められた方

2 目安額(令和7年度時点)

家族数	家族構成(例)	目安額(家賃無)	目安額(家賃有)
2人	父または母(32才)、子(小1)	182万円程度	194万円程度
3人	父または母(38才)、子(中2)、子(小5)	244万円程度	257万円程度
4人	父(43才)、母(38才)、子(中2)、子(小5)	278万円程度	290万円程度
5人	父(43才)、母(38才)、子(中2)、子(小5)、子(小3)	311万円程度	323万円程度

【注意事項】

- 目安額とは、給与(年金)収入の場合、給与(年金)所得控除(収入額により異なります)後の金額です。
また、社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除・雑損控除・小規模企業共済等掛金控除・ひとり親又は寡婦控除がある場合には、さらにそれらを差し引いた金額になります。
- 住宅費(家賃)の有無によって目安となる額が異なります。
- 同じ住所にお住まいの方(同一世帯)は全て合算します。
- 家族構成、年齢、社会保険料等により増減するため、あくまで 目安としてください。

3 援助の内容(令和8年4月1日現在)

区 分	小学校	中学校
学用品費	11,630	22,730
通学用品費(1年生を除く)	2,270	2,270
校外活動費(宿泊を伴わないもの)	1,600	2,310
校外活動費(宿泊を伴うもの)	3,690	6,210
新入学児童・生徒学用品費	64,300	81,000
修学旅行費	実 費	実 費
通学費(斗賀野～襟野々JR定期代)	実 費	
学校給食費	実 費	実 費
医療費(学校病のみ)	実 費	実 費
クラブ活動費		30,150(上限)
生徒会費		5,550(上限)
PTA会費	3,450(上限)	4,260(上限)
オンライン学習通信費	15,000(上限)	15,000(上限)

※ 新入学児童・生徒学用品費については、入学前の3月に支給。ただし、4月以降に認定を受けた者については、4月1日付で認定を受けた者のみ支給。その他の援助費 については、4月以降支給。

4 援助を希望される場合の手続き

援助を希望される方は、申請書が学校にありますので、入学予定の学校へ申し出てください。

5 その他

- 申請を受けた後、教育委員会が審査し、援助の決定を行います。
※ 審査の結果、援助の対象とならない場合があります。
- 審査に関係する項目について偽ったり、その他不正な手段によって援助費を受けた場合は、援助費の返還を命ずる場合があります。

【お問い合わせ先】

- 制度について 佐川町教育委員会事務局 学校教育係 TEL:22-1110
- 申請について 在校している小・中学校 または、入学予定の小学校